

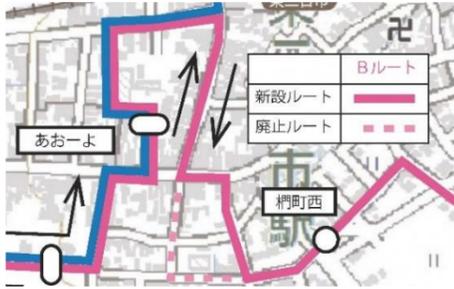
電動ミニバスの運行について

資料 7

1. 協議事項の概要

対象路線	電動ミニバス（仮称：三日市循環線）
協議内容	①路線の新設（Aルート、Bルート） ②使用車両
新設理由	①三日市地区は市庁舎や市民病院、商業施設があるほか、さらに令和5年10月には新たな交流の拠点施設としてくるべ市民交流センター「あおーよ」がオープンしており、これらの施設を結ぶ移動手段を充実させる。 ②高齢者や運転免許を返納された方など移動が不自由な人でも気軽に使える暮らしの足を充実させる。 ③中心市街地の移動の利便性・回遊性を高め、賑わいづくりに寄与する。 ④市民の外出を促し健康増進につなげる。
運行予定日	令和7年4月1日

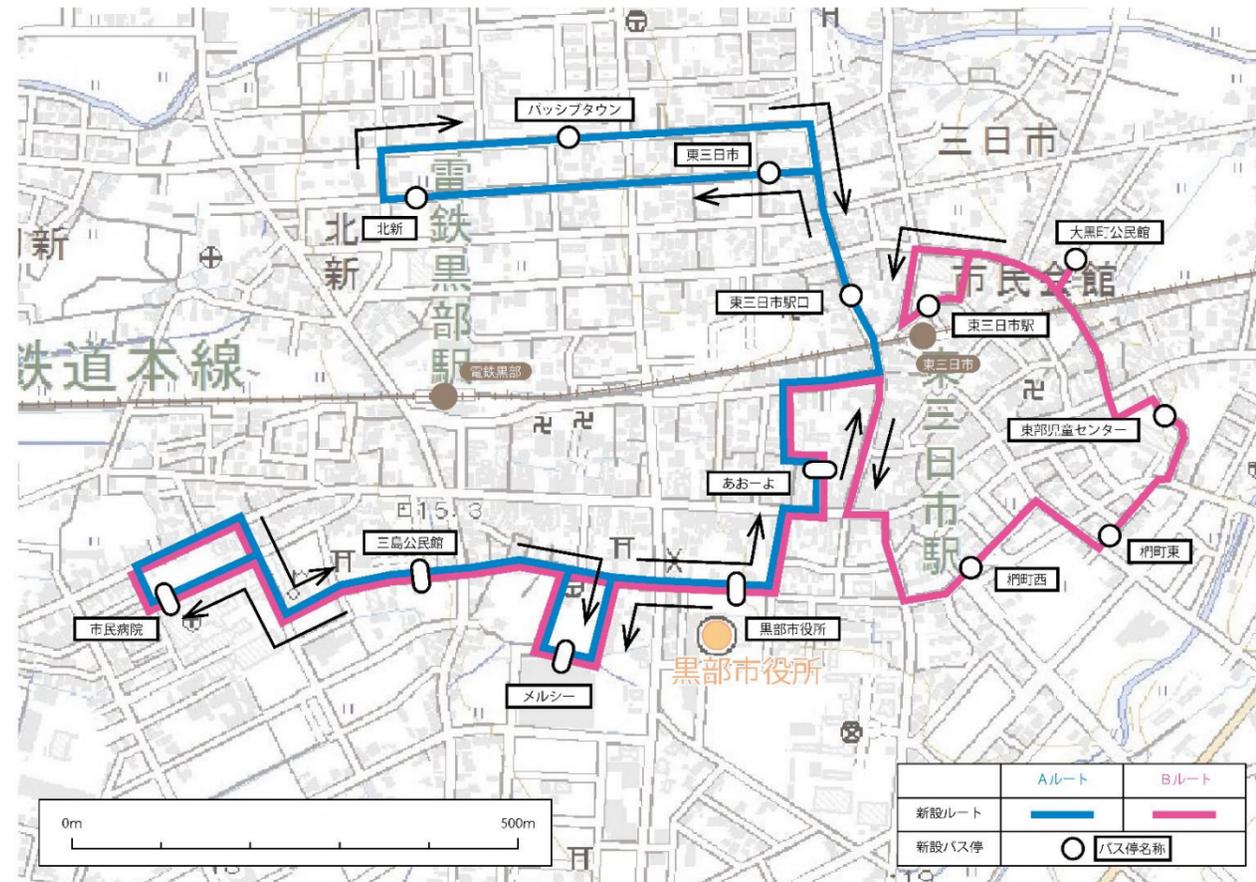
2. 【参考】実証運行からの変更内容

停留所	<p>●A・Bルート共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3カ所のバス停の名称を変更 ①「柵町」→「柵町西」 ②「三日市保育所」→「柵町東」 ③「東三日市駅（Aルート）」→「東三日市駅口」（Bルートの「東三日市駅」はそのまま）
ルート	<p>●A・Bルート共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ルートの運行する曜日を変更 Aルート 「月・水・金曜日」→「月・木曜日」 Bルート 「火・木曜日」→「火・水・金曜日」 ・午前、午後それぞれの最初の便に「黒部市役所」－「市民病院」の便を追加 <p>●Bルート（大黒町・柵町方面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大黒町公民館」はメルシー方面のみ停車（停車回数：2回／便→1回／便） ・「あおーよ」－「柵町西」のルートを変更（右図参照） ・最終便の終点を「黒部市役所」から「市民病院」に延伸 
運行本数	<p>●A・Bルート共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各日、全便を運行（実証運行では月曜日の午前中及び金曜日の午後は運休） ・午前、午後で1便ずつ、1日で合計2便増便（6便／日→8便／日）

3. 電動ミニバスの概要

ルート 凡例 新設バス停	<p>●Aルート（北新・東三日市 方面）</p> <p>（新設）市民病院→三島公民館→メルシー→黒部市役所→あおーよ→東三日市駅口→東三日市→北新→パッシブタウン→東三日市駅口→あおーよ→黒部市役所→メルシー→三島公民館→市民病院</p> <p>●Bルート（大黒町・柵町方面）</p> <p>（新設）市民病院→三島公民館→メルシー→黒部市役所→あおーよ→柵町西→柵町東→東部児童センター→東三日市駅→大黒町公民館→東部児童センター→柵町東→柵町西→あおーよ→黒部市役所→メルシー→三島公民館→市民病院</p> <p style="text-align: right;">※ルート案参照</p>
運行距離	（新設）Aルート約5km （新設）Bルート約6km
停留所数	（新設）Aルート15カ所 （新設）Bルート18カ所
乗降方法	（新設）停留所からの乗車 降車は自由降車（ただし、各県道区間は除く。）
運行日	（新設）Aルート月・木曜日 （新設）Bルート火・水・金曜日
運行本数	（新設）Aルート8便／日 （新設）Bルート8便／日
所要時間	（新設）Aルート34分 （新設）Bルート44分

4. 電動ミニバスの運行ルート案



5. 電動ミニバスのダイヤ案

① Aルート時刻表(北新・東三日市 方面) 月曜日、木曜日

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
市民病院		9:10	10:10	11:10		13:10	14:10	15:10
三島公民館		9:13	10:13	11:13		13:13	14:13	15:13
メルシー		9:16	10:16	11:16		13:16	14:16	15:16
黒部市役所		9:19	10:19	11:19		13:19	14:19	15:19
あおーよ		9:21	10:21	11:21		13:21	14:21	15:21
東三日市駅		9:23	10:23	11:23		13:23	14:23	15:23
東三日市		9:25	10:25	11:25		13:25	14:25	15:25
北新		9:28	10:28	11:28		13:28	14:28	15:28
パッシブタウン		9:30	10:30	11:30		13:30	14:30	15:30
東三日市駅		9:34	10:34	11:34		13:34	14:34	15:34
あおーよ		9:36	10:36	11:36		13:36	14:36	15:36
黒部市役所	9:00	9:38	10:38	11:38	13:00	13:38	14:38	15:38
メルシー	9:02	9:40	10:40	11:40	13:02	13:40	14:40	15:40
三島公民館	9:04	9:42	10:42	11:42	13:04	13:42	14:42	15:42
市民病院	9:06	9:44	10:44	11:44	13:06	13:44	14:44	15:44

② Bルート時刻表(大黒町・梶町 方面) 火曜日、水曜日、金曜日

往路	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
市民病院		9:10	10:10	11:10		13:10	14:10	15:10
三島公民館		9:13	10:13	11:13		13:13	14:13	15:13
メルシー		9:16	10:16	11:16		13:16	14:16	15:16
黒部市役所		9:19	10:19	11:19		13:19	14:19	15:19
あおーよ		9:21	10:21	11:21		13:21	14:21	15:21
梶町西		9:25	10:25	11:25		13:25	14:25	15:25
梶町東		9:27	10:27	11:27		13:27	14:27	15:27
東部児童センター		9:29	10:29	11:29		13:29	14:29	15:29
東三日市駅		9:33	10:33	11:33		13:33	14:33	15:33
大黒町公民館		9:36	10:36	11:36		13:36	14:36	15:36
東部児童センター		9:38	10:38	11:38		13:38	14:38	15:38
梶町東		9:40	10:40	11:40		13:40	14:40	15:40
梶町西		9:42	10:42	11:42		13:42	14:42	15:42
あおーよ		9:46	10:46	11:46		13:46	14:46	15:46
黒部市役所	9:00	9:48	10:48	11:48	13:00	13:48	14:48	15:48
メルシー	9:02	9:50	10:50	-	13:02	13:50	14:50	15:50
三島公民館	9:04	9:52	10:52	-	13:04	13:52	14:52	15:52
市民病院	9:06	9:54	10:54	-	13:06	13:54	14:54	15:54

6. 使用車両及び移動円滑化基準適用除外

1 移動円滑化基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、原則として、車両の新規導入の際には移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下「移動円滑化基準」という。）に適した車両（車いす対応等）導入を義務付けています。

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、協議を調べ地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

2 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

第37条第2項第1号：乗降口の有効幅

第37条第2項第2号：乗降口のスロープ

第38条第1項：床面の高さ

第39条：車いすスペース

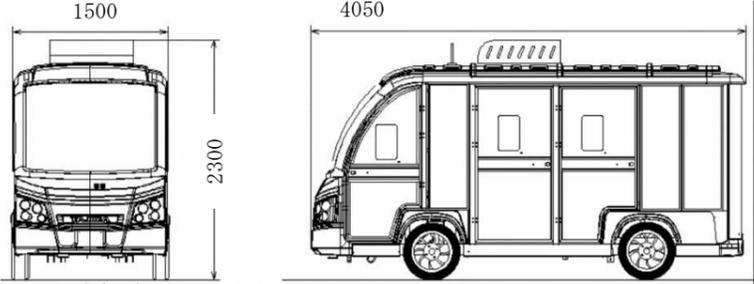
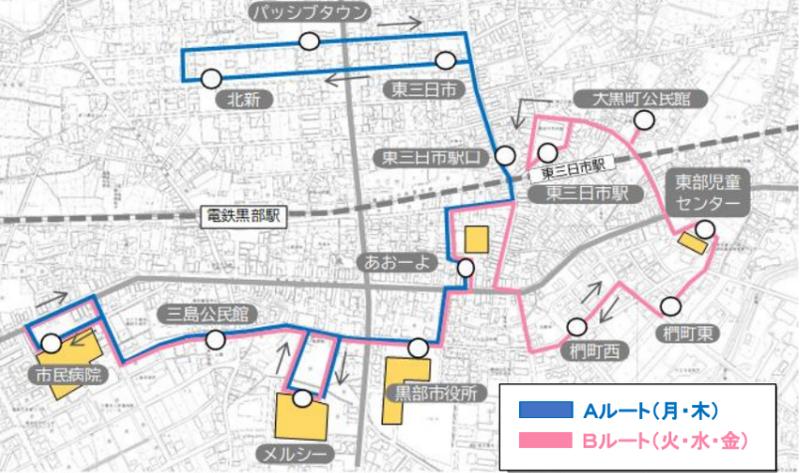
第40条第1項：通路の幅

第40条第2項：通路の手すりの間隔

第41条：運行情報提供設備等

3 適用除外認定を受ける車両

中心市街地（三日市地区）における電動ミニバス運行に係る車両

車名・型式	タジマモーターコーポレーション TAJIMA NAO-6J 型式 不明
使用車両 (イメージ)	
使用車両 (イメージ)	
全長/全幅/全高	全長 4,050mm、全幅 1,500mm、全高 2,300mm
車両総重量	1,500kg
定員	6名（運転手を含む）
台数	2台
車両保管場所	黒部市役所駐車場（黒部市三日市 1301番地）
車両を使用する 運行区域	
認定を必要とする理由	当該路線は住宅地などの狭い道路が多く、バス車両による運行が困難であることを考慮し、中程度の輸送規模で小回りの利く車両（6人乗り）による運行を想定しています。
車いす利用者への対応	車いす利用者には、福祉タクシー等の利用を案内することで、移動手段の確保を図ることとします。